

公益財団法人和佐見丸和財団

2026年度 学業奨学生募集要項

1. 趣 旨

当財団の奨学金制度は、我が国の大学において物流並びに流通経済を学ぶ学生で、学業優秀でありながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学支援を通じて、社会有用の人材を育成し、もって我が国及び世界の物資流通の円滑化を実現し産業の発展に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 当財団以外の他の団体・学校等からの奨学金を受給されている方の応募も可能です。
- (3) 奨学金を受給したことにより、当財団を支援する企業への入社等の付帯義務を負うものではありません。

3. 奨学生の応募資格

当財団が指定する大学（別紙）に在籍する大学2年生（2026年4月時点）で、物流、流通経済、ロジスティクス、サプライチェーン及びこれらに関連する専門分野に興味を持ち、大学において同分野を学んでいること又は今後学ぶ意思を有していること。また、当財団が主催する交流会等へ出席できる方。

4. 採用予定者数

20名程度

5. 奨学金額と支給方法

- (1) 支給金額 … 2か月毎に10万円を支給
- (2) 支給方法 … 本人名義の銀行口座に振り込み
- (3) 支給期間 … 2026年10月から2028年3月までの18ヵ月間
(支給開始は2026年10月より)

6. 応募方法

次の(1)～(8)のすべての書類を各大学の奨学金担当窓口に提出してください。(学内の詳細手続きにつきましては、奨学金担当窓口の指示に従ってください。)

各所定様式については、所属大学の奨学金担当窓口からコピーを入手して使用又は当財団ホームページからダウンロードしてご利用ください。(当財団ホームページへの様式掲載は3月下旬頃を予定)

また、パソコン等で入力した応募書類【(1)、(7)、(8)】の提出はご遠慮頂いておりますのでご了承ください。

なお、学生個人から当財団への直接応募は受け付けておりません。

(各大学からの応募人数は5名以内とさせていただきます。)

- (1) 学業奨学生願書（所定様式）
- (2) 大学が発行する成績証明書（大学1年次の成績）
- (3) GPA学力基準証明書（所定様式）
- (4) 申請者本人を含め同一生計^{※1}の世帯全員分の住民票の写し（コピー不可・マイナンバーの記載がないもの）^{※2}
 - ※1：勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、「勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にする場合」や「親族間において、生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合」も同一生計として含みます。
 - ※2：留学生等において、家族が日本国外（母国等）に居住する場合には、母国等の住民票又はそれに類する書類の提出が必要となります。
- (5) 上記（4）の住民票記載の方であって、20歳以上の家族全員の令和8年度（令和7年分）「課税（所得）証明書」または「非課税証明書」
 - ※申請者本人分は不要です。
 - ※自治体での取得可能日の影響で応募期日までに取得が間に合わない場合は別途ご相談ください。
 - ※留学生等において、母国から証明書等を取り寄せる場合には、日本語訳を欄外にご記載ください。なお、同類の証明書がない場合には別途ご相談ください。
- (6) 在留カードのコピー（お持ちの方のみ）
- (7) 個人情報への取扱いについての同意書（所定様式）
- (8) 大学学長等の推薦書（所定様式）
 - 推薦理由欄は、なるべく応募者を直接指導する方が記載をして下さい。また、推薦書作成者欄には、役職のほか応募者との関係がわかるように記載してください。
 - ※日頃より積極的に勉学、研究に励んでいるか、また、推薦者から学生に対する将来への期待等をご記載ください。

7. 応募期間

2026年4月1日（水）～2026年6月22日（月） 財団事務局必着

8. 選考方法等

- (1) 当財団の学業奨学生選考委員会にて願書、学業成績、家計状況などを総合的に評価し、書類審査により選考します。（必要に応じて面接を実施する場合があります。また、提出書類の記載内容確認のために、事務局から電話連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。）
- (2) 選考結果は、2026年9月中旬頃に在籍大学及び推薦者に通知します。
 - ※本人への通知は奨学生として採用する方のみとなります。
 - ※結果通知時期は多少前後する場合がございますので予めご了承ください。

9. 奨学金の停止又は取消

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は取消をすることがあります。また、奨学金の取消の事由（下記（3）～（9））に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- (1) やむを得ない事情により大学を休学又は長期（1か月以上）にわたって欠席したとき（停止）
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたとき（停止）
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき（取消）
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき（取消）

- (5) 在学する大学における学籍を失ったとき（取消）
- (6) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき（取消） ※当財団からのメール等に対して返信が無い場合も該当します。
- (7) 当財団若しくは支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき（取消）
- (8) 下記10. に掲げる書類の提出、報告を行わないとき（取消）
- (9) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき（取消）

10. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された方には、以下の事項を奨学生の義務として順守して頂きます。

- (1) 年度毎（3年進級時及び支給期間終了時）に成績証明書及び生活状況報告書（所定様式）を提出すること
- (2) 住所、連絡先等に変更があった場合には速やかに報告すること
- (3) 休学、退学又は長期欠席等をする場合は事前に届出を行うこと
- (4) 当財団が主催する行事等に出席し、奨学生間の交流、親睦に努めること
- (5) その他上記9. に掲げる事実が発生した場合は速やかに報告すること

11. その他

応募書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

また、本件に関する当財団へのお問い合わせにつきましては、各大学の奨学金窓口を通じてお願いいたします。

公益財団法人和佐見丸和財団

住 所 : 埼玉県吉川市旭7番地1

電話番号 : 048-991-0602

電話受付時間 : 平日9:00~17:00

U R L : <https://www.maruwa-foundation.or.jp>



【別紙】当財団が指定する大学一覧

愛知学院大学	青山学院大学	朝日大学	亜細亜大学	大分大学
大阪産業大学	大阪商業大学	神奈川大学	関西大学	関西学院大学
京都大学	京都橘大学	近畿大学	慶應義塾大学	国土館大学
駒澤大学	埼玉大学	札幌学院大学	産業能率大学	城西大学
上智大学	西南学院大学	専修大学	大東文化大学	高千穂大学
千葉商科大学	中央大学	中京大学	筑波大学	帝京大学
東海大学	東京大学	東京海洋大学	東京経済大学	東京都市大学
東京都立大学	同志社大学	東北大学	東北学院大学	東洋大学
中村学園大学	名古屋学院大学	日本大学	日本工業大学	一橋大学
広島修道大学	福岡大学	法政大学	北海商科大学	北海道大学
明治大学	横浜商科大学	立教大学	立命館大学	龍谷大学
流通科学大学	流通経済大学	早稲田大学		

計 58指定大学 (50音順)